平成 25 年6月 14 日

各 位

東京都品川区西五反田一丁目 21 番8号
株 式 会 社 ガ イ ア ッ ク ス
代 表 執 行 役 社 長 上 田 祐 司
(コード番号:3775 名証セントレックス)
(連 絡 先)経 理 部 長 太 田 賀 子
TEL 03－5759－0376(直通)

ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)

平成 25 年6月 14 日付公表「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL:http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-1.pdf)においてお知らせいたしましたとおり、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)を作成いたしました。

当社の株主の皆様、及び一般投資家の皆様におかれましては、別途開示しております上記プレスリリースと併せてご参照いただき、ご理解いただいたうえで、新株予約権に関するご判断を頂きますようお願いいたします。

（Q&A の目次）

1. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて・・・・・・・P 3～9
2. 本新株予約権の割当てについて・・・・・・・・・・・・・・・P 10～11
3. 本新株予約権の行使について・・・・・・・・・・・・・・・・P 11～14
4. 本新株予約権の取引について・・・・・・・・・・・・・・・・P 14～17
5. 単元未満株式及び新株予約権の取扱いについて・・・・・・・・P 17～18
6. 税務上の取扱い等について・・・・・・・・・・・・・・・・・P 18～20
（ご参考）
本件スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・P 21～24

1．新株予約権無償割当てを利用したライツ・オファリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
Q1－1 ライツ・オファリングの概要について教えて欲しい。	A1－1 ライツ・オファリングとは、新株予約権を無償で株主に割当て、新株予約権を行使していただくことにより、会社が資金調達をする手法の一つであります。 本件におきましては、1株の当社普通株式に対し1個の本新株予約権が割り当てられ、行使期間内に行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式1株が交付されます。当社は、本新株予約権の割当日（平成25年7月12日（金））の前営業日（同年7月11日（木））を基準日とし、当該基準日時点の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された本新株予約権について行使期間において行使された行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付します。 なお、本新株予約権は、名古屋証券取引所に上場するため（名古屋証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、市場で売買することが可能となります。
Q1－2(1) ライツ・オファリングの特徴は、何か。	A1－2(1) ライツ・オファリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられる点が特長であると理解しております。 また、（株式の）株主割当増資や従来の新株予約権の無償割当てと比較して、割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点が特長であると理解しております。 （株式の）株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、従来の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権が割り当てられた株主はそれを行使するか失権させるかの二択を迫られることとなると理解しております。 この点、ライツ・オファリングでは、新株予約権は証券取引所において上場され、市場取引による売却の選択肢が新株予約権者に付与されているため、新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることができます。

Q1－2(2) ノンコミットメント型とはどういう意味か。	A1－2(2) ノンコミットメント型とは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものであり、本件は、ノンコミットメント型のライツ・オファリングに該当します。 （これに対して、証券会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を全て取得して当該証券会社又は第三者が当該新株予約権を行使することを予め約束する設計のライツ・オファリングをコミットメント型といいます。）
Q1－3 新株予約権とは何か。	A1－3 新株予約権とは、その権利を保有する者（新株予約権者）が、行使期間において行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。）を払い込むことにより、発行会社から、株式が交付される権利のことをいいます。 本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細につきましては、当社の平成 25 年6月 14 日付の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」をご参照下さい。
Q1－4 新株予約権の上場概要について教えて欲しい。	A1－4 本新株予約権の割当基準日である平成 25 年7月 11 日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当該割当基準日の翌営業日である平成 25 年7月 12 日（金）から本新株予約権は名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 25 年9月4日（水）を予定しておりますが、具体的には、追って名古屋証券取引所より発表されます。 同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次について詳しいことは、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせ下さい。

Q1－5 本新株予約権の割当てを受けた後、新株予約権者にはどのような選択肢があるか。	A1－5 本新株予約権が割り当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、大別して、 ① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する ② 本新株予約権を売却して売却代金を得る ③ ①及び②のいずれも行わない という3つが考えられます。なお、行使期間内にいずれの手続も行わない③の場合、本新株予約権が消滅（失権）し、希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。 ①本新株予約権を行使する場合、行使価額（1個＝1株当たり 600 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴収する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります（詳細は「Q3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。）。 ②本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません（詳細は「Q4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。）。 なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権の行使、売却又は失権（消滅）の是非につきましては、新株予約権者の皆様のご自身の投資判断によります。 当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、平成 25 年6月 14 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL：http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-1.pdf）、及び EDINET（URL：http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧されている当社の平成 25 年6月 14 日付有価証券届出書等をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。

Q1－6 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。	A1－6 ライツ・オファリングでは、当社の単元株式数である 100 株に満たない当社普通株式に対しても、1株の当社普通株式に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。なお、当社は、平成 25 年3月1日開催の取締役会において、平成 25 年7月1日を効力発生日として、平成 25 年6月 30 日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式1株につき、100 株の割合をもって分割すること（以下「本株式分割」といいます。）を決議しております。 ただし、本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。 他方、本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより 100 株に満たない当社普通株式を取得することはできます。但し、行使を行った後の保有株式数が 100 株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引もできませんので、ご留意ください。
Q1－7 本新株予約権の行使価額の設定理由について説明して欲しい。	A1－7 当社が平成 25 年6月 14 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「6．発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を 600 円（本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の株価終値を本株式分割における株式1株の分割後の株式数である 100 で除した額の 32.8％）と設定しております。これは、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様に本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定されたものです。
Q1－8 新株予約権無償割当による当社普通株式の権利落ちの概要を教えて欲しい。	A1－8 権利落ち日は平成 25 年7月9日（火）であり、当社普通株式の株価に、権利落ちが反映される見込みです。ご参考までに、名古屋証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値＋新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1＋株式1株に対して割当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）で計算することとされております。仮に、平成 25 年7月8日（月）（権利付最終日）の当社普通株式の終値が 1,800

	円だった場合には、基準値段は 1,200 円（1,800 円+600 円）÷（1+1）となります。 なお、本新予約権は、割当基準日である平成 25 年7月 11 日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して無償で割り当てられますが、本新株予約権の割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、割当基準日の3営業日前の日である平成 25 年7月8日（月）（権利付最終日）までに買付けを行っていただく必要があります。
Q1－9 大株主は本新株予約権を行使するのか。	A1－9 当社が平成 25 年6月 14 日付で公表した「新株予約権無償割当て（ライツ・オファリング（コミットメント型））に関するお知らせ」の「9. 大株主の権利行使予定について」に記載のとおり、平成 24 年 12 月 31 日付の株主名簿において、総議決権に対する議決権割合 16.95％（第2位株主）である当社の代表執行役社長 CEO 上田祐司氏から、今回の新株予約権無償割当てにより割り当てることとなる本新株予約権に係る方針について、最大限行使する意向であることを確認しておりますが、同氏に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。
Q1－10 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないか。	A1－10 本新株予約権は各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、各株主の皆様が割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、各株主の皆様が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。 また、今回の新株予約権無償割当てによって、平成25年7月9日（火）から当社普通株式の株価に権利落ちが反映されますが、本新株予約権は名古屋証券取引所へ上場される予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することにより希薄化により生じる経済的損失をある程度軽減することができる設計となっております。

Q1－11 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の取扱い等）について説明して欲しい。	A1－11 信用取引に係る各種取扱いにつきましては、お取引先証券会社へお問合せください。
Q1－12 当社普通株式のるいとう（株式累積投資）やミニ株式の取扱いはどうなるのか。	A1－12 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q1－13 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか。	A1－13 外国居住株主の皆様につきましても、本新株予約権の割当てはなされ、原則として本新株予約権の売買は可能となりますが、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。 これは外国居住の株主様に対する証券法等、適用される外国の法令上、本件に伴う新株予約権の行使が、当該法令におきまして有価証券等の募集行為に該当する可能性があり、外国居住の株主様による新株予約権の行使を認める場合、外国の法令に基づく当局への登録等の手続きが必要となる可能性があるためです。当社が、当該法令に基づき必要な登録等の手続きを行った場合には、金銭的・事務的コストが極めて大きな負担となることが想定され、本新株予約権の無償割当てによる資金調達に支障を来す可能性がございます。また、外国居住の株主様に対して適用される外国法を特定することができないことにより、当社が外国法を順守した手続きを取ること自体が困難な状況が生じる可能性もございます。 一方、本新株予約権の証券取引所での売却につきましては制限を設けておらず、希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却益によって補う機会は設けております。本新株予約権の売却については「Q4．本新株予約権の取引について」をご参照ください。 但し、上記通りの当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て

	行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、弁護士等にお問合わせください。 ※例外的措置 本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要綱記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使にかかる株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。 例外的措置を希望する外国居住株主の皆様につきましては、まずは事前に当社の問合せ先（03-5759-0376）までお電話でご相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問合せください。

2. 本新株予約権の割当てについて（平成 25 年7月 11 日（木）時点の株主様に本新株予約権の割当てがなされます。）

Question	Answer
Q2－1 保有株式に対して何個の新株予約権が割り当てられるのか。	A2－1 新株予約権の割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。
Q2－2 新株予約権の無償割当てを受けるためにはどうしたらよいか。	A2－2 新株予約権の割当基準日は平成25年7月11日（木）です。同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく、本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、平成 25 年7月8日（月）となります。 なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いただく必要があります。）
Q2－3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当ての有無はどのように確認すればよいのか。	A2－3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当基準日である平成 25 年7月 11 日（木）の翌営業日である平成 25 年7月 12 日（金）に、当該割当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座に新株予約権の残高が記録されるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問い合わせください。
Q2－4 株式を特別口座において保有している株主には、本新株予約権は割り当てられるのか。	A2－4 特別口座（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）に記録された株式に対しても本新株予約権が割り当てられ、株式と同様に特別口座に記録されます。 なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使も売却もできません。本新株予約権を行使又は売却される場合は、あらかじめ、本新株予約権者がお取引先証券会社の口座へ本新株予約権を振り替える必要があります

	ので、お早めにお取引先証券会社等において手続を行ってくださいますようお願いいたします。
Q2－5 本新株予約権の無償割当て後は「どのような書類」が「いつ」、「どこ」に送付されてくるのか。	A2－5 本新株予約権の割当基準日の約3週間後に、割当基準日（平成 25 年7月 11 日（木））の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。 なお、本新株予約権の売買につきましては、株主割当通知書等を受領する前の時点から可能であり、本新株予約権の上場日である平成 25 年7月 12 日（金）からお取引ができます。本新株予約権の売買のお取引を希望される株主は、各株主の皆様ご自身で各お取引先証券会社へお問合せください。
Q2－6 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。	A2－6 会社法第 278 条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

3. 本新株予約権の行使について（平成 25 年8月 19 日（月）～平成 25 年9月 10 日（火）の期間にて受付けております。）

Question	Answer
Q3－1 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。	A3－1 本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。従いまして、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額（1株当たり 600 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1個単位から可能となります。
Q3－2 保有する複数の本新株予約権（例えば 1,000 個）のうち	A3－2 本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有

の、その一部（例えば500個）を行使することはできるのか。	する本新株予約権者が、そのうち500個のみを行使し、残りの500個は市場で売却するなども可能です。 なお、本新株予約権の発行要項第5項（6）において、「各本新株予約権の一部行使できない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。 但し、当社普通株式の市場での売買単位は100株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が100株未満である場合には、当該株式については市場での売買は行えませんのでご留意ください。
Q3－3 1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個）を行使することはできるのか。	Q3－3 本新株予約権の発行要項第5項（6）において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することはできません。なお、先述のように1,000個中500個の行使等を禁止する趣旨ではありません。
Q3－4 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。	A3－4 本新株予約権の行使可能期間は、平成25年8月19日（月）から平成25年9月10日（火）までとなります。 株式会社証券保管振替機構が公表している振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程によれば、本新株予約権の行使手続の完了には、原則として、平成25年9月9日（火）の営業時間までに、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付けている場合がございます。）、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されます。 なお、お取引先証券会社によって行使請求の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合わせください。
Q3－5 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続をすれ	A3－5 本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、所定の振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要事項を記入、捺印のうえ、ご提出頂くとともに、行使価

ばよいか。	額（1株当たり 600 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込む必要があります。 　但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。 　なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三菱 UFJ 信託銀行株式会社　証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
Q3－6 本新株予約権の行使請求書はどこで入手できるのか。	A3－6 振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。但し、証券会社によって行使請求書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。 ①割当基準日である平成 25 年7月 11 日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様には、平成 25 年7月 31 日（水）前後に、各株主の皆様が証券会社に登録しております住所等に郵送にてお送りいたします。 ②当社のホームページからのダウンロードによる入手が可能です（6月下旬に掲載の予定です。）。 （URL：http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-3.pdf） ③お取引先証券会社にお問合わせの上、入手頂くことも可能です。 なお、外国居住株主の皆様については、一定の場合に本新株予約権の行使が制限されますので、行使手続に際しては所定の行使請求書の様式をご利用いただくこととなります。外国居住株主の皆様においては、上記「Q1－13外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか。」をご参照ください。
Q3－7 株式が手に入るのはいつか。	A3－7 原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付けている場合がございますので各株主様自身にてご確認ください）及び行使価額の払込みの完了が確認出来た日（行使期間末日）から4営業日目（SBI 証券の場合には、5営業日目）に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となりま

	す。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ず各お取引先証券会社へお問合せください。
Q3－8 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。	A3－8 本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。

4. 本新株予約権の取引について（平成 25 年 7 月 12 日（金）から平成 25 年9月3日（火）（予定）の期間にてお取引が可能です。）

Question	Answer
Q4－1 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続きをすればよいか。 また、本新株予約権の買付けの取次を行う証券会社を教えて欲しい。	A4－1 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて売買することが可能であると理解しております。ただし、本新株予約権の売買の手続や売買請求の受付最終日等、詳しいことにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。 ※本新株予約権の買付の取次を行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございますが、本件に関する当社の株式事務手続きに関するアドバイザーである株式会社 SBI 証券（東京都港区六本木1－6－1。金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 175 号）では、本新株予約権買付けの取次を受付けております。 ※なお、本新株予約権の買付けの取次に関する同社の業務の内容及びその詳細については、名古屋証券取引所に上場することが決定された後に同社のホームページ（URL：http://www.sbisec.co.jp/ETGate）に記載されます。同社が提供するサービスの内容等については同ホームページをご確認いただき、同社に対して直接お問合わせをしていただきますよう、お願いいたします。また、本資金調達方法及び発行条件に関するお問い合わせについては当社までお問い合わせ下さい。（03-5759-0376）

Q4－2 本新株予約権の市場における売買単位はどうなるのか。	A4－2 本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
Q4－3 単元未満株に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式は売買できるのか。	A4－3 当社普通株式の売買単位は 100 株ですので、100 株未満の当社普通株式を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
Q4－4 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。	A4－4 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。
Q4－5 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。	A4－5 約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。但し、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q4－6 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。	A4－6 本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。）。
Q4－7 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手	A4－7 市場で取得した本新株予約権は約定日から3営業日後に受け渡しとなります。 かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割り当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、上記「Q3－

続きはどうなるのか。	5」をご参照ください。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合せください。
Q4－8 本新株予約権の売買可能期間は、いつからいつまでか。	A4－8 本新株予約権につきましては、割当基準日の翌営業日である平成 25 年7月 12 日（金）から名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 25 年9月4日（水）、同市場における売買最終日は上場廃止日の前営業日となる平成 25 年9月3日（火）を予定しておりますが、具体的には追って名古屋証券取引所より発表されます。但し、証券会社によっては受付期間及び手続き方法等が異なる場合がございますので、売買の取次について詳しいことは、必ずご自身で、遅くとも当該最終日の3営業日程度前までには、お取引先証券会社までお問合せ頂くことを推奨いたします。 なお、後日名古屋証券取引所から正式な日程の発表がなされた場合には、当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。
Q4－9 外国居住者が本新株予約権の売買を行うに際して制限はあるか。	A4－9 本新株予約権は、市場取引等を通じて譲渡することが可能ですが、外国居住の株主様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、外国居住の株主様によるお取引或いは国内居住の株主様が外国居住の株主様へ相対取引にて売却する場合においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問合せください。また、外国居住の株主様によるお取引については「Q1－13 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか。」を併せてご確認ください。
Q4－10 本新株予約権の買付けに公開買付規制の適用はあるか。	A4－10 本新株予約権につきましては、名古屋証券取引所の市場を通さずに本新株予約権者から、相対にて買付け頂くことも可能であるとの理解です。但し、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手先の人数、買付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第 27 条の2第1項各号の何れかに該当し、株式公開買付け手続きが必要となる可能性もございますので、ご注意ください。詳細につきましては、必ずご自身にて個別に

	弁護士等にお問合わせください。

5. 単元未満株式及び新株予約権の取扱いについて

Q5－1 単元未満株式とは何か	A5－1 当社は、株主が株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式を 100 株とする旨を、当社定款（なお、当該単元株制度採用の効力発生日は平成 25 年7月1日となります。）において定めています。この一単元に満たない株式を単元未満株式といいます。 単元未満株式は、配当を受ける権利や残余財産の分配を受ける権利、株式や新株予約権の割当てを受ける権利は通常に株式と変わらない一方、株主総会における議決権がないことに加え、取引所の業務規程において株式の売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められていることから、市場を通じた売買が行えません。 また、新株予約権についても、その売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められているため、その売買は 100 個単位で行われる必要があります。
Q5－2 単元未満株式にも新株予約権は割当てられるのか	A5－2 単元未満株式にも本新株予約権は割り当てられます。詳細については、「Q1－6単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。」をご参照ください。
Q5－3 単元未満株式を取得することとなるような新株予約権の行使は可能か	A5－3 新株予約権の行使は1個から可能であるため、単元未満株式を取得することとなる行使（例えば 50 個の新株予約権を行使し、50 株の当社普通株式を取得して頂くこと）は可能です。但し、行使を行った後の保有株式数が 100 株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引もできませんので、ご留意ください。
Q5－4 新株予約権の売買は1個単位から可能か。	A5－4 本新株予約権は名古屋証券取引所に上場する予定ですが、名古屋証券取引所の業務規程によれば、内国法人が発行する新株予約権の売買単位は当該法人が定めている1単元の株式の数とする旨が定められているため、本新株予約

	権の売買単位は 100 個となります。従いまして、100 個単位とならない本新株予約権に割当てを受けた株主様は、保有する本新株予約権の一部については、市場を通じた売買が行えませんので、予めご了承ください。
Q5－5 単元未満株式を処分したい場合はどうすればよいか。	A5－5 単元未満株式を有している株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社が買取る）を請求することが可能です。当該制度の利用につきましてはご希望がございましたら、必ずご自身にて、お取引先証券会社等までお問合わせください。

6. 税務上の取扱い等について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち個人に関するものについて、当社の考えをお示しいたします。但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認頂きますようお願いいたします。

また、外国居住者の皆様につきましては、適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、外国居住者の皆様におきましては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問合せください。

Question	Answer
Q6－1 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。	A6－1 　各株主様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座簿が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に記録されることとなると理解しております。但し、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各お取引先証券会社へお問合せください。
Q6－2 本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうなるのか。	A6－2 無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、他方、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）となります。本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になります。

	※　平成 25 年中の譲渡益に対する税率は税法の特例（平成 23 年税制改正）により 10%（所得税7%、住民税3%）になり、また、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が別途課税されるものと理解しております。 ※　軽減税率の規定は、特定口座及び一般口座の双方に対して適用されると理解しております。 なお、各株主様でお取引の際には、必ずご自身にて、弁護士又は税理士等にお問合わせください。
Q6－3 一般口座で管理されている本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるか。	A6－3 当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。
Q6－4 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか。	A6－4 本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりになります。 ① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合 「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。 ② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合 「権利行使による1株当たりの払込金額」＋（「本新株予約権の行使直前の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した1株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。 なお、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式について、新株予約権無償割当てに係る権利落ちが株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。

（ご参考）

「本件スケジュールについて」

本件に係るスケジュールは以下のとおりとなっております。お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意ください。

項目	日程	備考
新株予約権割当の権利付最終買付け日	平成 25 年7月8日（月）	本新株予約権の割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、割当基準日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
新株予約権割当株主の基準日	平成 25 年7月 11 日（木）	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。
新株予約権売買可能（上場）予定期間	平成 25 年7月 12 日（金）～ 平成 25 年9月3日（火）（予定）	上場期間につきましては、後日名古屋証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、ご確認頂ければと存じます。
新株予約権割当通知書の送付予定日	平成 25 年7月 31 日（水）	各株主の皆様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の割当て及び上場は、当該通知書の到着前に行われますのでご注意ください。
新株予約権権利行使受付期間	平成 25 年8月 19 日（月）～平成 25 年9月 10 日（火）	行使を希望する株主様につきましては、原則として、平成 25 年9月9日（月）営業時間までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますので、ご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社へお問合わせください。

※受付とは、所定の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求

取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付けている場合がございますので各株主（新株予約権者）様自身にてご確認ください）及び行使価額（行使に係る証券会社宛支払の手数料を含む）の着金の両方が証券会社にて確認出来ることを意味しております。

「新株予約権割当の権利付最終買付け日」
平成 25 年7月８日（月）
本新株予約権の割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合には、割当基準日の3営業日前の日である平成 25 年7月８日（月）（権利付最終日）までに買付けを行っていただく必要があります。

「新株予約権割当株主の基準日」
平成 25 年7月 11 日（木）
同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。

「新株予約権売買可能期間（予定）」
平成 25 年7月 12 日（金）から平成 25 年9月３日（火）（予定）
本新株予約権につきましては、平成 25 年7月 12 日（金）から名古屋証券取引所にて上場を予定しており、市場にて売買が可能となります。なお、本新株予約権の最終売買日につきましては、平成 25 年9月３日（火）頃となる予定です。当該期間につきましては、後日名古屋証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表する予定ですので、皆様におかれましては改めて当該プレスリリースをご確認頂ければと存じます。

「新株予約権割当通知書等の到着時期」
平成 25 年8月２日（金）頃
各株主の皆様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の売買につきましては、当該書面等を受領する前の時点から可能であり、本新株予約権の上場日である平成 25 年7月 12 日（金）（予定）からお取引ができます。本新株予約権の売買

のお取引を希望される株主は、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合わせください。

「新株予約権権利行使受付期間（予定）について」
平成 25 年8月 19 日（月）～平成 25 年9月 10 日（火）
本新株予約権の行使可能期間は、平成 25 年8月 19 日（月）から平成 25 年9月 10 日（火）までとなります。但し、各証券会社にて行使取次の受付可能期間が異なる可能性があります。
行使を希望する株主様につきましては、原則として、平成 25 年9月9日（月）の営業時間までに、所定の振替新株予約権行使請求取次依頼書（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付けている場合がございますので各株主様自身にてご確認ください。）が証券会社に到着し、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額（行使に係る証券会社宛支払の手数料を含む）の着金を確認することが要されますのでご注意ください。
また、お取引先証券会社によって行使請求の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求受付期間につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合せください。

＜上記以外のご質問およびお問合わせ＞
株式会社ガイアックス　財務部
03-5759-0376（土・日・祝日を除く平日 10:00～18:00）

ご注意
この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第 14 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権（消滅）に係る投資判断については、本件に係る
平成 25 年6月 14 日（金）付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL: http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-1.pdf）並びに平成 25 年6月 14 日（金）提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL: http://info.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年　米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以上